❷ 第一表の 収入金額等 と 所得金額等 の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の７ページから14ページも併せてご覧ください。

事例２（記載例）

次の事項を、【事例１】の記載例の書き方（８ページ）を参照して書いてください。

① **提出先、提出年月日、空白部分**（「確定」と書きます。）

② **住所**（居所・事業所等を含みます。）、**マイナンバー（個人番号）、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号**（市外局番から書いてください。）

③ **申告の種類**（株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。）

収入金額等 所得金額等

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「**公的年金等の源泉徴収票**」から、その「支払金額」欄の金額を **収入金額等** の「**㋐雑（公的年金等）**」欄に転記してください。

また、**所得金額等** の「**⑦雑（公的年金等）**」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページで求めることができます。

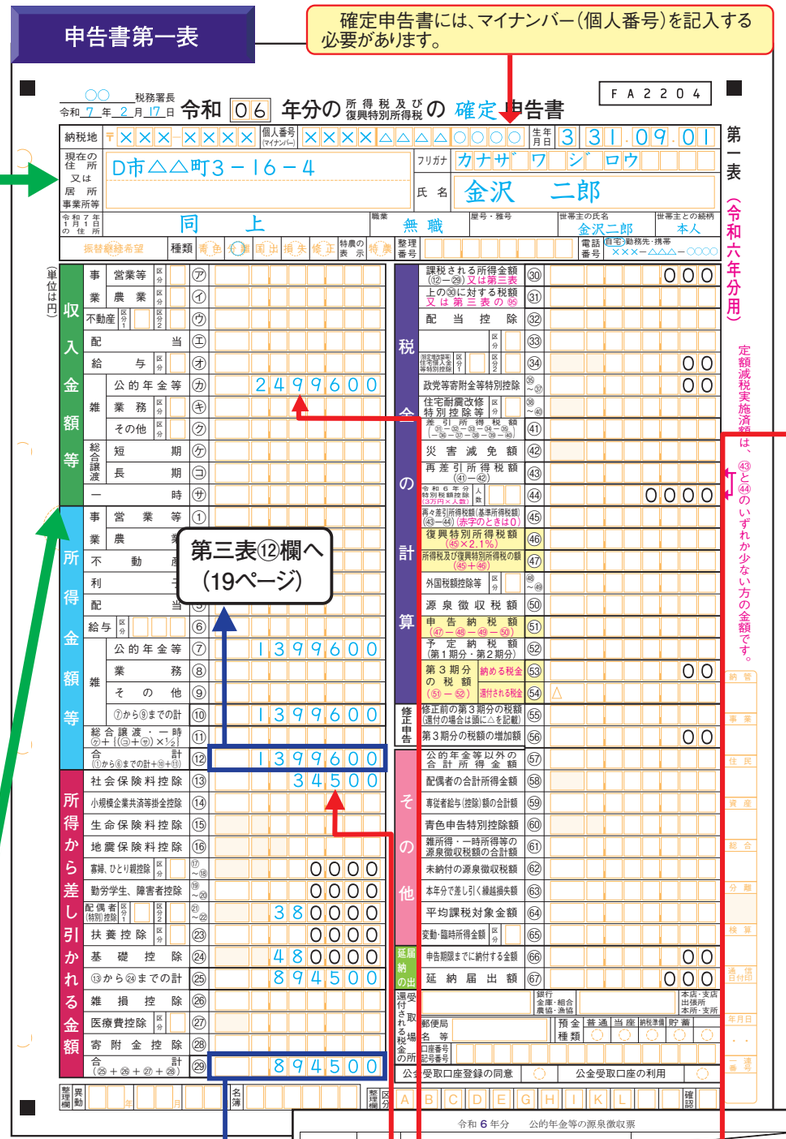

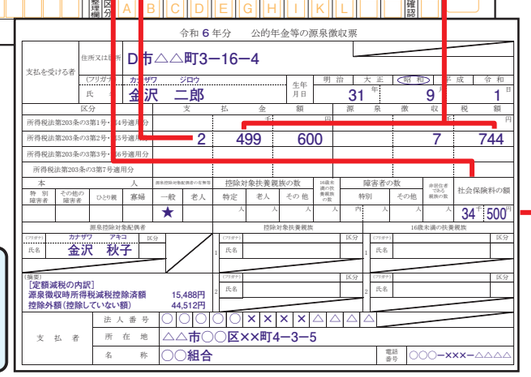

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

❸ 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の６ページも併せてご覧ください。

事例２（記載例）

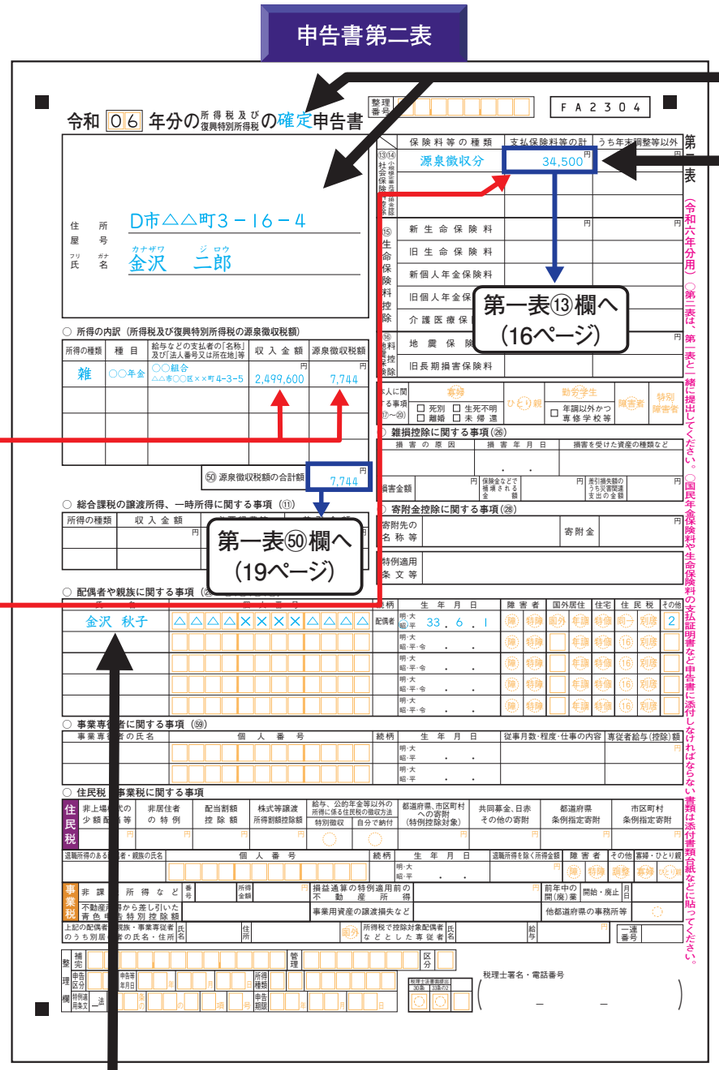

空白部分、住所、氏名などを書いてください。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、給与所得者が、既に年末調整の際に控除を受けている場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要がありますのでご注意ください。

また、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、**第二表**の「保険料等の種類」欄に、「源泉徴収分」と書いてください。

○ **配偶者や親族に関する事項**

この事例では、「配偶者控除」（10ページ参照）の適用があるため、最上段の行に、配偶者の氏名、マイナンバー（個人番号）、生年月日を記入します。

なお、あなたの合計所得金額（８ページ参照）が1,000万円を超える場合は、配偶者（特別）控除（10ページ参照）を適用することはできません。

また、扶養親族がいる場合は、２行目以降に、扶養親族の氏名、マイナンバー（個人番号）、続柄、生年月日等を記入します。

おって、定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族である場合には、「その他」欄に「２」を記入します。

詳しくは、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

❹ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

○ **所得から差し引かれる金額**は、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

❺ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。
住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

この事例では、本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が**赤字**ですので、「**確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）**」1面の⑤欄の金額は△を付けて「**申告書第三表**」⑭欄に転記してください。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書（分離課税用） FA2401

住所 D市△△町3－16－4
氏名 カナザワ 金沢 ジロウ 二郎

収入金額 分離課税 短期譲渡 一般分 ㋓ / 軽減分 ㋔ / 長期譲渡 一般分 ㋕ / 特定分 ㋖ / 軽課分 ㋗
一般株式等の譲渡 ㋘ 700000
上場株式等の譲渡 ㋙ 5700000
上場株式等の配当等 ㋚
先物取引 ㋛
山林 ㋜
退職 ㋝

所得金 分離課税 短期譲渡 一般分 ㊽ / 軽減分 ㊾ / 長期譲渡 一般分 ㊿ / 特定分 (71) / 軽課分 (72)
一般株式等の譲渡 (73) 200000
上場株式等の譲渡 (74) △1557000
上場株式等の配当等 (75)
物取引 (76)
林 (77)
職 (78)

税金の計算 税額 (79)対応分 (87) / (80)対応分 (88) / (81)対応分 (89) / (82)対応分 (90) / (83)対応分 (91) / (84)対応分 (92) / (85)対応分 (93) / (86)対応分 (94)
(87)から(94)までの合計（申告書第一表の(29)に転記） (95)

その他 株式等 本年分の(73)、(74)から差し引く繰越損失額 / 翌年以後に繰り越される損失の金額 (96) / (97) 1557000
配当等 本年分の(75)から差し引く繰越損失額 / 翌年以後に繰り越される損失の金額 (98) / (99)
先物取引 本年分の(76)から差し引く繰越損失額 / 翌年以後に繰り越される損失の金額 (100)

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項
区分 / 所得の生ずる場所 / 必要経費 / 差引金額（収入金額－必要経費） / 特別控除額
差引金額の合計額 / 特別控除額の合計額
○ 上場株式等の譲渡

第三表（令和六年分以降用）
○第三表は、申告書第一表・第二表と

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

確定申告書付表（1面下部）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額及は分離課税配当所得等金額
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。）（②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。） ⑤ △1,557,000 円 ハを付けて、申告書第三表㉔へ
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③）（③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。）（①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。） ⑥ 申告書第三表㉕へ

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（1面）

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	700,000 円	5,700,000 円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋘へ 700,000	申告書第三表㋙へ 5,700,000
必要経費又は譲渡費用等	取得費（取得価額）	④	500,000	7,200,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		57,000
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表㊸へ 200,000	黒字の場合は申告書第三表㊹へ △1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫		申告書第三表㊻へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）		⑬	申告書第三表㊷へ 200,000	申告書第三表㊷へ

確定申告書付表（2面上部）

損失の金額 / 譲渡損失の金額
本年の3年前分（令和＿年分） ⑭（前年分の付表の㋐欄の金額） 円 / ⑮（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円 / ⑮（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）
本年の2年前分（令和＿年分） ⑯（前年分の付表の㋑欄の金額） / ⑰（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）/ ⑰（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）
本年の前年分（令和＿年分） ⑱（前年分の付表の㋒欄の金額） / ⑲（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）/ ⑲（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）
（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
⑦（⑭－⑮－⑯） 円
⑧（⑯－⑰－⑱）
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑦＋⑧＋⑨） ⑨ 計算明細書の「上場株式等」の欄へ
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑥＋⑧＋⑩） ⑩ 申告書第三表㊺へ
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧） ⑪ 申告書第三表㊻へ（※2） 円 1,557,000

翌年の⑤欄及び2面の⑦欄⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。

《参考》 純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「**申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用**します。詳しくは、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（損失申告用）**」をご覧ください。

❻ 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

税金の計算	総合課税の合計額（申告書第一表の(12)）	⑫	1399600
	所得から差し引かれる金額（申告書第一表の(29)）	㉙	894500
	課税される所得金額 ⑫ 対応分	㊾	505000
	㊽㊾ 対応分	㊿	000
	㊿(71)(72) 対応分	(81)	000
	(73)(74) 対応分	(82)	200000
	(75) 対応分	(83)	000
	(76) 対応分	(84)	000
	(77) 対応分	(85)	000
	(78) 対応分	(86)	000

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

税金の計算	税額 (79)対応分	(87)	25250
	(80)対応分	(88)	
	(81)対応分	(89)	
	(82)対応分	(90)	30000
	(83)対応分	(91)	
	(84)対応分	(92)	
	(85)対応分	(93)	
	(86)対応分	(94)	
	(87)から(94)までの合計（申告書第一表の(29)に転記）	(95)	55250

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額（赤字の場合は０円） － ㉙欄の金額 ＝ A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を(79)欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。
次に(68)欄から(78)欄までの金額を、対応する(80)欄から(86)欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、(68)欄から(78)欄までの金額から順次差し引いてください。
次に差し引いた残りの金額を、対応する(80)欄から(86)欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、(29)欄の金額（894,500円）が(12)欄の金額（1,399,600円）から引ききれていますから、その残額である505,000円〔1,000円未満切捨て〕を(79)欄に書き、(73)欄の金額は、(82)欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

47ページの「**２　総合課税の所得金額に対する税額の計算表**」により計算できます（12ページ参照）。

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも**15%**（他に住民税５％）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

	課税される所得金額（(82)欄）		所得税の税率		分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】	200,000円	×	0.15	＝	30,000円……（(90)欄に書きます。）

❼ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

転記します。

○ 作成に当たっては、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の24ページから31ページ（所得税額から控除しきれない定額減税の金額がある場合は、同手引き40ページの「○調整給付金の支給について」）も併せてご覧ください。

申告書第一表（右部）

税金の計算	課税される所得金額（(32)－(39)又は第三表）	(30)	000
	上の(31)に対する税額又は第三表の(50)	(31)	55250
	配当控除	(32)	
	住宅借入金等特別控除	(33)	
	政党等寄附金等特別控除	(34)	00
	住宅耐震改修特別控除等	(35)～(37)	00
	差引所得税額（(33)－(34)－(35)－(36)－(37)）	(38)	
	災害減免額	(39)	
	再差引所得税額（(41)－(42)）	(40)	55250
	復興特別所得税額（(40)×2.1%）	(41)	55250
	外国税額控除等	(42)	6000
	源泉徴収税額	(43)	
	申告納税額（(43)－(44)－(45)－(46)）	(44)	0
	予定納税額（第1期分・第2期分）	(45)	0
	第3期分の税額（(47)－(48)）	(46)	0
	納税準備預金等の利子税額（(46)×2.1%）	(47)	0
	申告納税額（(44)＋(46)）	(48)	
	源泉徴収税額	(49)	7744
	申告納税額（(49)－(50)）	(50)	△7744
	予定納税額（第1期分・第2期分）	(51)	
	第3期分の税額（(53)－(54)）	(52)	
	納税準備預金等の利子税額	(53)	00
	還付される税金	(54)	7744
修正申告	修正前の第3期分の税額（還付の場合は△を記載）	(55)	
	第3期分の税額の増加額	(56)	00
その他	公的年金等以外の合計所得金額	(57)	200000
	配偶者の合計所得金額	(58)	
	青色申告特別控除額	(59)	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	(60)	
		(61)	7744

(57) 公的年金等以外の合計所得金額
公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額を記入します。詳しくは、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の29ページをご覧ください。

(58) 配偶者の合計所得金額
「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。

(61) 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額
「源泉徴収税額」（(50)欄の金額）に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を(61)欄に書いてください。

☞ **添付書類**
この事例の場合に、「**確定申告書**」に添付する書類については、46ページの「**株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類**」を参照してください。